

第134号議案 長崎市農業活性化センター条例の一部を改正する条例

目 次

1	長崎市野母崎農村活性化センターの廃止	ページ
(1)	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 4
(3)	利用状況と維持管理経費・・・・・・・・	5
(4)	今後のスケジュール・・・・・・・・・・	6
2	使用料の見直し	
(1)	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ～ 9
(3)	使用料の再算定・・・・・・・・・・	10 ～ 11
3	新旧対照表・・・・・・・・・・	12 ～ 15
	【参考1】 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	16 ～ 20
	【参考2】 使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	21 ～ 26
	【参考3】 使用料の改定・・・・・・・・・・	27 ～ 28

南 総 合 事 務 所
北 総 合 事 務 所
令 和 7 年 9 月

1 長崎市野母崎活性化センターの廃止

(1) 改正の概要

ア 概 要

長崎市野母崎農村活性化センター（以下、「農村活性化センター」という。）は、旧野母崎町が高浜ダム建設に伴う地元還元施設として平成16年1月に設置し、その後、平成17年1月の市町村合併時に本市の公の施設として引き継がれた。

利用者の多くは地元自治会となっているが、平成24年をピークに年々減少し、現在は年間約9百人程度となっている。また、公共施設マネジメントの方針では、近隣に同じコミュニティ施設である高浜地区公民館があるため、農村活性化センターについては「地元の意向を確認のうえ廃止する」ことになっている。

これに基づき地元自治会に意向を確認し、合わせて施設の活用方法について協議を重ねてきた結果、地元自治会では維持管理経費の捻出が困難のため活用はできないが、地域活性化につながるような施設として活用してもらうのであれば、民間事業者への売却も仕方がないとの一定の理解を得られている。このことから、売却に向けた手続きを行うため施設の廃止を行うもの。

イ 改正の内容及び施行日

(ア) 長崎市農業活性化センター条例の一部改正

農村活性化センターの廃止に伴い所要の整備を行うもの。

(イ) 施行期日

令和8年2月1日

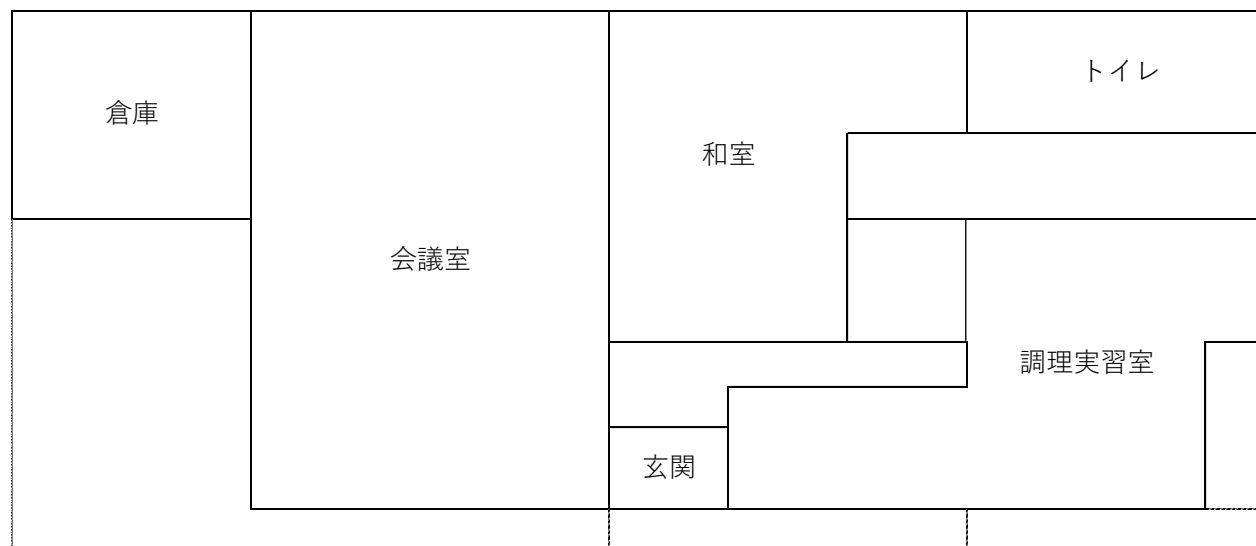
(2) 施設の概要

- ア 施設名称 長崎市野母崎農村活性化センター
- イ 所在地 長崎市高浜町3427番地 2
- ウ 設置年月日 平成16年 1 月
- エ 構造 木造瓦葺造平屋建 198.8㎡
- オ 休館日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで、12 月 29 日から 12 月 31 日まで
- カ 位置図及び外観



(2) 施設の概要

キ 平面図



ク 現況写真



会議室



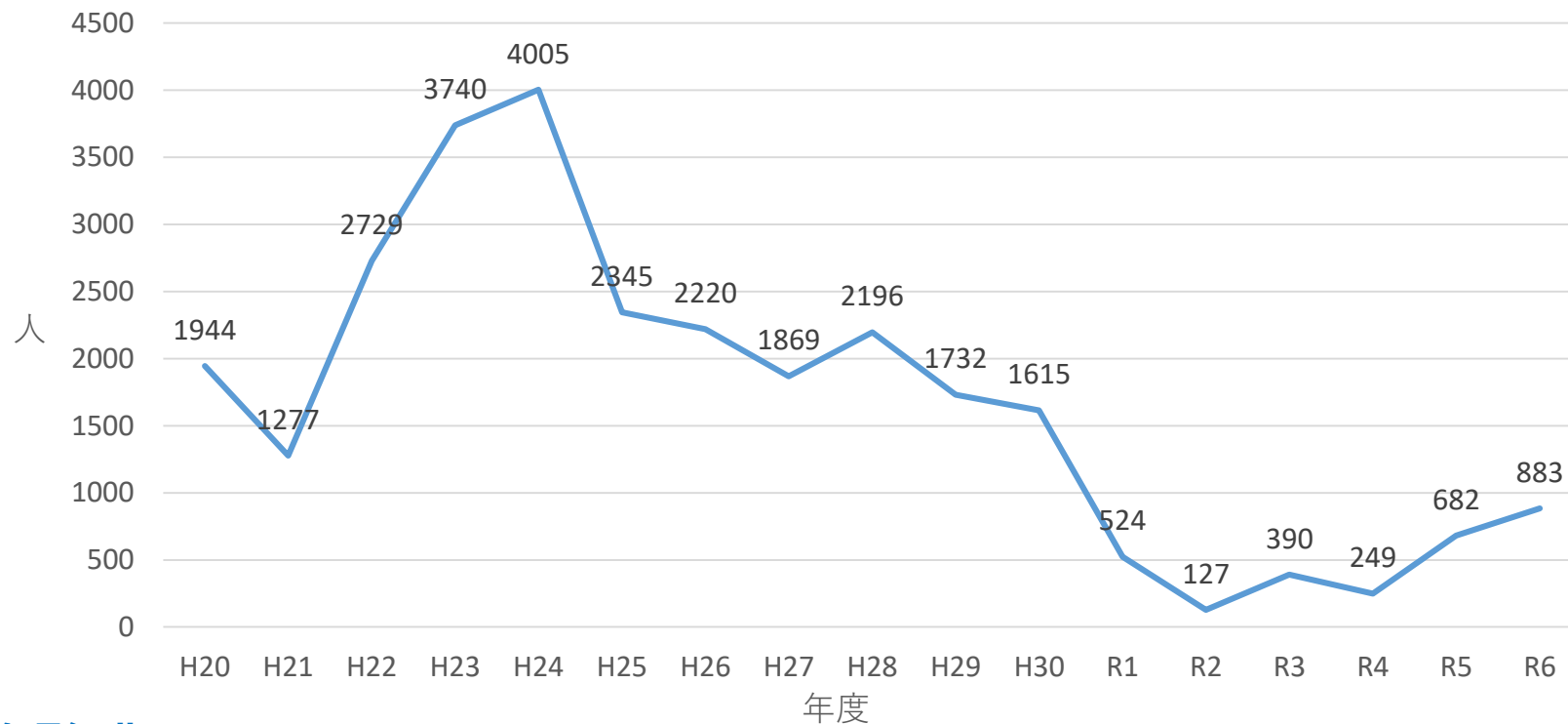
和室



調理実習室

(3) 利用状況と維持管理経費

利用状況



維持管理経費

(単位：円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
光熱費	128,577	130,977	130,649	141,870	150,809
下水道使用料	27,148	27,126	27,060	27,214	27,192
修繕料等	0	0	0	83,600	465,300
合計	155,725	158,103	157,709	252,684	643,301

(4) 今後のスケジュール

今後のスケジュール

年月	市議会	内容
令和7年9月	9月市議会	・ 農村活性化センターの廃止に伴う、条例の一部改正
令和7年10月～ 令和8年1月		・ 外部審査会による売却相手の選定
令和8年2月1日		・ 施設廃止（1月31日をもって廃止する）
令和8年2月		・ 売却手続き

※農村活性化センターは、国庫補助金（中山間地域総合整備事業）を活用して建物を整備しており、売却額のうち建物に係る分は、国庫補助額の割合（55%）を乗じた額を、国へ納付（返還）することとなる。

2 使用料の見直し

(1) 改正の概要

ア 概要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市農業活性化センター条例	長崎市琴海北部研修センター
	長崎市琴海活性化センター

(2) 改正の内容

ア 使用料の改訂（別表（第4条関係）

（ア）長崎市琴海北部研修センター

区 分	現 行				改正案
	貸室使用料のみ※ ①	照明器具使用料 （規則に規定） ②	冷暖房設備使用料 （規則に規定） ③	合計 （①+②+③）	
体育館	367円	324円	－	691円	960円
研修室1	35円	104円	272円	411円	610円
研修室2	35円	104円	272円	411円	610円
和室1	35円	104円	272円	411円	610円
和室2	35円	104円	272円	411円	610円
調理実習室	73円	104円	－	177円	350円

※現行の貸室使用料は、1時間あたりの金額を表示。

(2) 改正の内容

(イ) 長崎市琴海活性化センター

区 分	現 行				改正案
	貸室使用料のみ※ ①	照明器具使用料 (規則に規定) ②	冷暖房設備使用料 (規則に規定) ③	合計 (①+②+③)	
ふれあいルーム	35円	104円	272円	411円	610円
多目的ホール	35円	104円	272円	411円	610円
会議室	35円	104円	272円	411円	610円
和室	35円	104円	157円	296円	440円
調理実習室	73円	104円	220円	397円	590円

※現行の貸室使用料は、1時間あたりの金額を表示。

イ 施行期日

令和8年4月1日

(3) 使用料の再算定

ア 算定結果

(ア) 長崎市琴海北部研修センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率※ ④	コスト/㎡※ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 琴海北部 研修センター	7,067,081円	961㎡	4,667時間	2.04%	77.39円	25%

※「稼働率」及び「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳			コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 使用料	照明器具 使用料	冷暖房設備 使用料					
体育館 (720㎡)	691円	367円	324円	—	55,723円	13,931円	960円	960円	269円
研修室1 (49㎡)	411円	35円	104円	272円	3,792円	948円	610円	610円	199円
研修室2 (56㎡)	411円	35円	104円	272円	4,334円	1,083円	610円	610円	199円
和室1 (36㎡)	411円	35円	104円	272円	2,786円	697円	610円	610円	199円
和室2 (36㎡)	411円	35円	104円	272円	2,786円	697円	610円	610円	199円
調理実習室 (64㎡)	177円	73円	104円	—	4,953円	1,238円	350円	350円	173円

(3) 使用料の再算定

(イ) 長崎市琴海活性化センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率※ ④	コスト/㎡※ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 琴海活性化 センター	5,895,002円	420㎡	4,667時間	4.07%	73.89円	25%

※「稼働率」及び「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳			コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 使用料	照明器具 使用料	冷暖房設備 使用料					
ふれあい ルーム (108㎡)	411円	35円	104円	272円	7,989円	1,997円	610円	610円	199円
多目的 ホール (96㎡)	411円	35円	104円	272円	7,101円	1,775円	610円	610円	199円
会議室 (96㎡)	411円	35円	104円	272円	7,101円	1,775円	610円	610円	199円
和室 (48㎡)	296円	35円	104円	157円	3,550円	888円	440円	440円	144円
調理実習室 (72㎡)	397円	73円	104円	220円	5,326円	1,331円	590円	590円	193円

3 新旧対照表

改正前	改正後														
○長崎市農業活性化センター条例 平成16年9月30日 条例第55号 第1条（略） （名称及び位置） 第2条 活性化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長崎市野母崎農村活性化センター</td><td>長崎市高浜町3427番地2</td></tr> <tr> <td>長崎市琴海北部研修センター</td><td>長崎市琴海大平町638番地12</td></tr> <tr> <td>長崎市琴海活性化センター</td><td>長崎市長浦町50番地5</td></tr> </table> 第3条～第13条（略）	名称	位置	長崎市野母崎農村活性化センター	長崎市高浜町3427番地2	長崎市琴海北部研修センター	長崎市琴海大平町638番地12	長崎市琴海活性化センター	長崎市長浦町50番地5	○長崎市農業活性化センター条例 平成16年9月30日 条例第55号 第1条（略） （名称及び位置） 第2条 活性化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長崎市琴海北部研修センター</td><td>長崎市琴海大平町638番地12</td></tr> <tr> <td>長崎市琴海活性化センター</td><td>長崎市長浦町50番地5</td></tr> </table> 第3条～第13条（略） 附 則 （施行期日） 1 この条例中第1条の規定は令和8年2月1日から、第2条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 第2条の規定による改正後の長崎市農業活性化センター条例の規定は、令和8年4月1日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。	名称	位置	長崎市琴海北部研修センター	長崎市琴海大平町638番地12	長崎市琴海活性化センター	長崎市長浦町50番地5
名称	位置														
長崎市野母崎農村活性化センター	長崎市高浜町3427番地2														
長崎市琴海北部研修センター	長崎市琴海大平町638番地12														
長崎市琴海活性化センター	長崎市長浦町50番地5														
名称	位置														
長崎市琴海北部研修センター	長崎市琴海大平町638番地12														
長崎市琴海活性化センター	長崎市長浦町50番地5														

3 新旧対照表

改正前			改正後	
別表（第4条関係） 1 長崎市野母崎農村活性化センターの使用料			別表（第4条関係） 1 削除	
	金額（1時間につき）			
区分	午前9時から午後6時 まで	午後6時から午後10時 まで		
会議室	円 220	円 324		
和室	104	157		
調理実習室	324	440		
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。				

3 新旧対照表

改正前								改正後			
2 長崎市琴海北部研修センターの使用料								1 長崎市琴海北部研修センターの使用料			
区分		金額						区分		金額（1時間につき）	
		午前 9時 から 正午 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	正午 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 10時 まで			円	
体育館		円 1,100	円 1,100	円 1,644	円 1,644	円 1,980	円 2,200	体育館		円 960	
研修室	1	104	104	157	157	220	324	研修室	1	610	
	2	104	104	157	157	220	324		2	610	
和室	1	104	104	157	157	220	324	和室	1	610	
	2	104	104	157	157	220	324		2	610	
調理実習室		220	220	324	324	544	764	調理実習室		350	

3 新旧対照表

改正前							改正後	
3 長崎市琴海活性化センターの使用料							2 長崎市琴海活性化センターの使用料	
区分	金額						区分	金額（1時間につき）
	午前 9時 から 正午 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	正午 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 10時 まで		
ふれあルー ム	円 104	円 104	円 157	円 157	円 220	円 324	ふれあいルーム	円 610
多目的ホー ル	104	104	157	157	220	324	多目的ホール	610
会議室	104	104	157	157	220	324	会議室	610
和室	104	104	157	157	220	324	和室	440
調理実習室	220	220	324	324	544	764	調理実習室	590
備考							備考	
1 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。							1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
2 附属設備の使用料は、市長が別に定める。							2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。	
							3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。	

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 附属設備使用料

ア ガス設備（1時間あたり（1口））

区 分			現 行	改正案		考え方
長崎市琴海北部 研修センター	ガス	調理実習室	メーター検診によりガス 業者料金表で算定した額	ガスコンロ （1口につき）	80円	ガスを使用する場 合は、その実費に 相当する額とする。
長崎市琴海 活性化センター	ガス	調理実習室	メーター検診によりガス 業者料金表で算定した額	ガスコンロ （1口につき）	60円	
				ガスレンジ （1口につき）	130円	
				ガス炊飯器 （1口につき）	210円	

イ 照明器具・冷暖房設備（1時間あたり）

（ア）長崎市琴海北部研修センター

区 分		現 行		改正案	考え方
照明器具	体育館		324円	廃止	照明器具及び冷暖房設備は施設の 使用にあたり、当然使用すること が明らかな附属設備とし、照明器 具及び冷暖房設備に係るコストは 施設の使用料の算定コストに包含 することから、照明器具及び冷暖 房設備の使用料は廃止する。
	研修室		104円		
	和室		104円		
	調理実習室		104円		
冷暖房設備	研修室		272円		
	和室		272円		

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(イ) 長崎市琴海活性化センター

区 分	現 行		改正案	考え方
照明器具	ふれあいルーム	104円	廃止	照明器具及び冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、照明器具及び冷暖房設備に係るコストは施設の使用料の算定コストに包含することから、照明器具及び冷暖房設備の使用料は廃止する。
	多目的ホール	104円		
	会議室	104円		
	和室	104円		
	調理実習室	104円		
冷暖房設備	ふれあいルーム	272円		
	多目的ホール	272円		
	会議室	272円		
	和室	157円		
	調理実習室	220円		

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事に利用するとき	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育の目的のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市に所在する社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	100%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
地域住民のために活動している団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	100%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。
規定なし	－	農業活性化センターに登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	・自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。 ・文化の振興を図る公益性が高い活動であるため。
農業団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	廃止	－	他のコミュニティ活動施設と統一化を図ることから、廃止する。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする

|(3) 開館時間

	現 行	改正案	考え方
開館時間	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	他のコミュニティ活動施設と統一化を図るため。

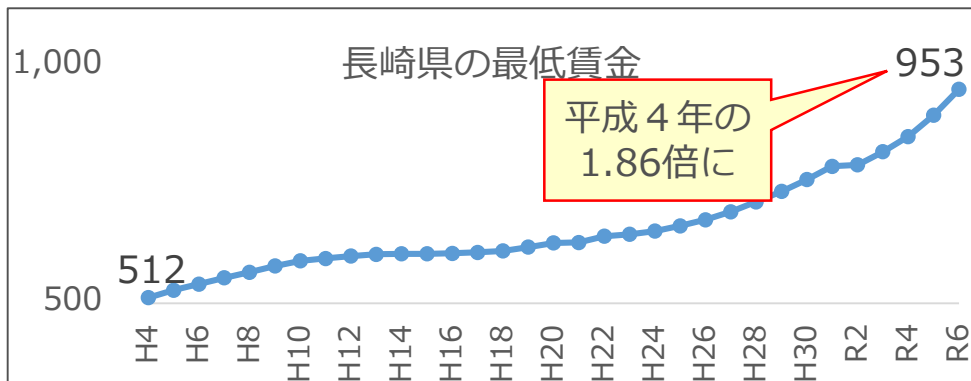
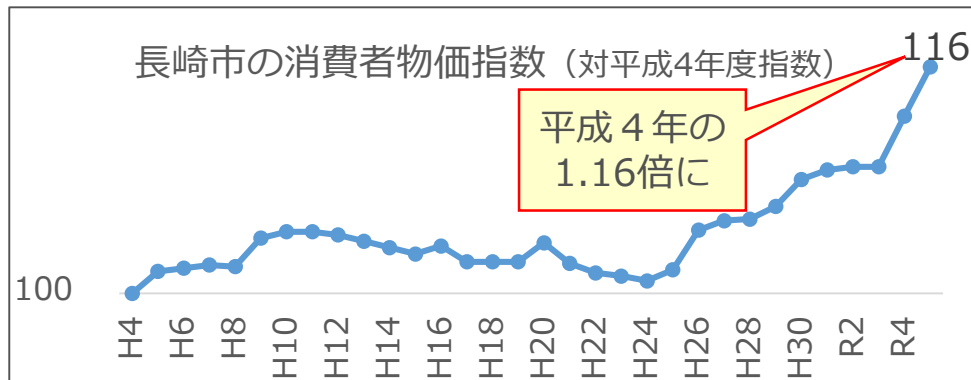
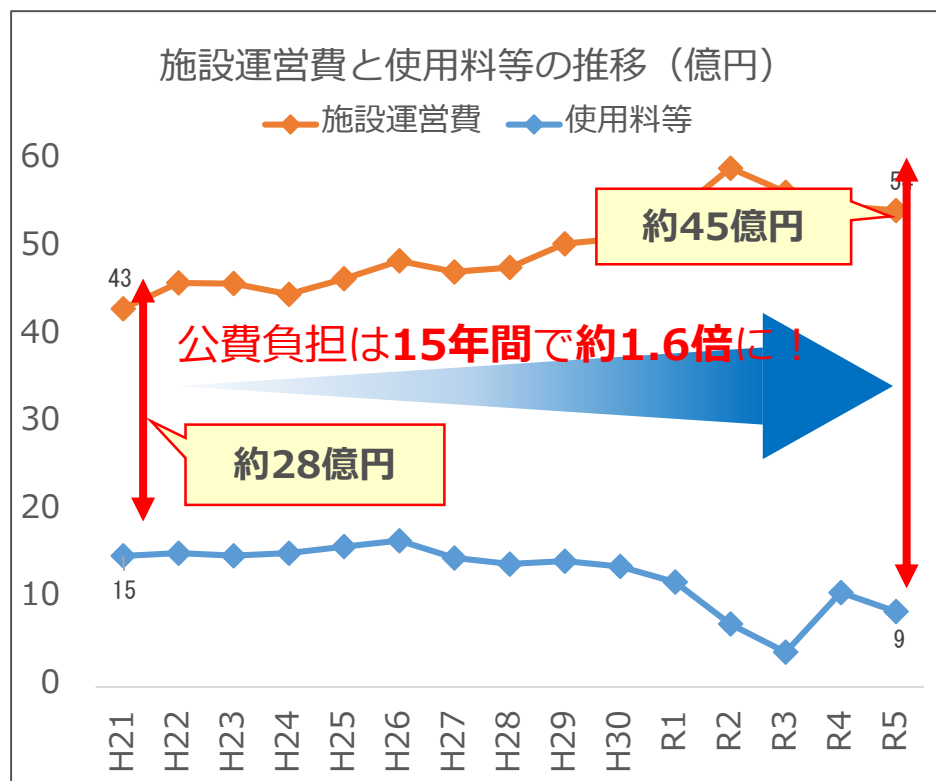
【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

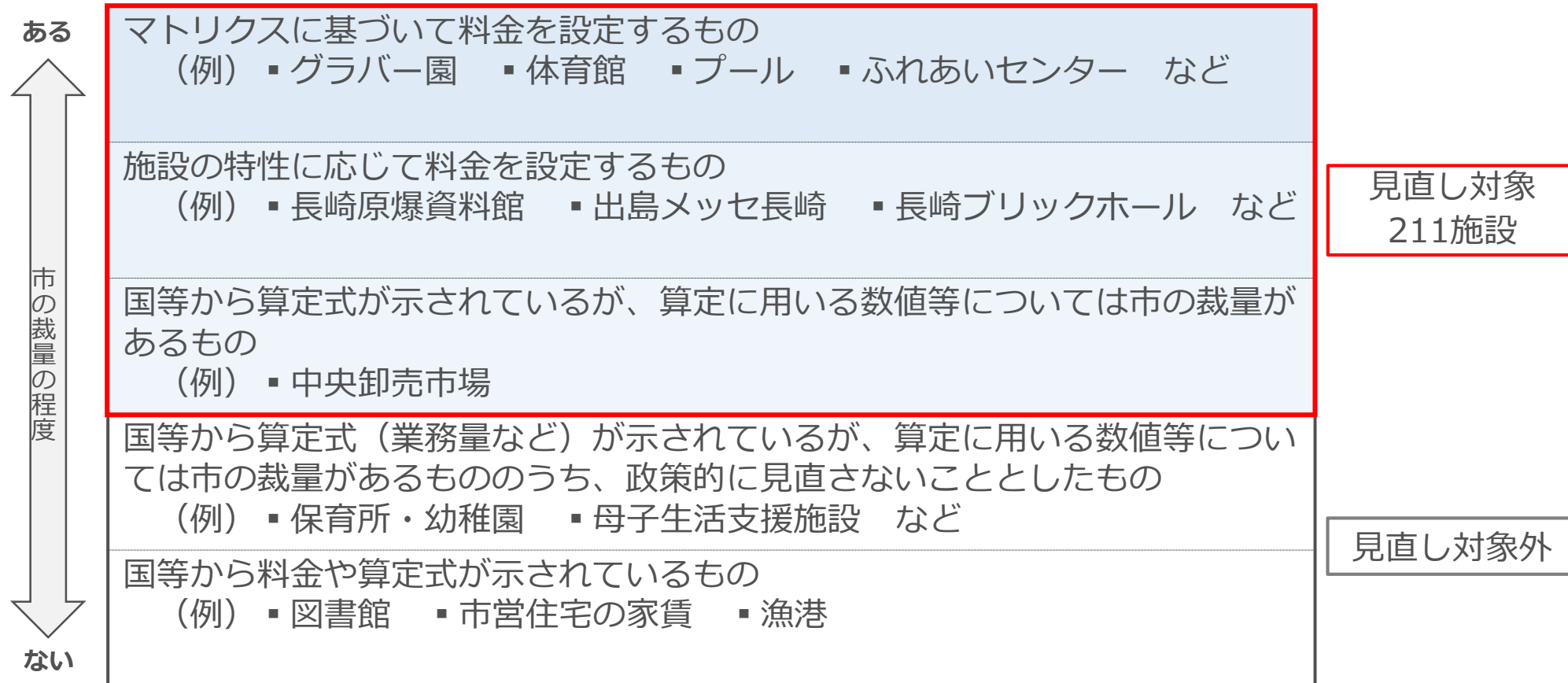
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、<u>コミュニティ活動施設</u> 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場） 農業活性化センター
	高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		